

## 初診・再診にかかる特別の料金（保険外併用療養費） の金額変更について

令和4年4月の健康保険法改正により、外来機能の明確化及び医療機関間の連携を推進する観点から、特定機能病院及び一般病床200床以上の地域医療支援病院、紹介受診重点医療機関を受診する場合で、他の保険医療機関等からの紹介状を持参されない場合に徴収することが義務付けられている「初診・再診にかかる特別の料金」の金額が見直されることになりました。

当院においては、令和4年10月1日から下表の金額を徴収させていただきます。ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

	令和4年9月末まで	令和4年10月1日から
初診の場合	5,500円（税込）	<b>7,700円（税込）</b>
再診の場合	2,750円（税込）	<b>3,300円（税込）</b>

\* 歯科・口腔外科は健康保険上、医科とは別の扱いとなりますので、別途ご負担いただきます。

\* この金額は、各医療機関によって異なります。

令和4年8月  
川崎医科大学総合医療センター病院長